

安靖氷見共同作業所「指定一般相談支援事業」

# 重 要 事 項 説 明 書

指定一般相談支援事業所（指定 第 1 6 3 0 5 0 0 0 3 9 号）

この重要事項説明書は、障害者総合支援法に基づき、当事業所と指定地域相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを次のとおりご説明いたします。

特定非営利活動法人 安靖氷見共同作業所

## 1 事業者の概要

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 事業者名称    | 特定非営利活動法人 安靖氷見共同作業所                 |
| 代表者氏名    | 理事長 嶋尾 正人                           |
| 事業所の所在地  | 富山県氷見市阿尾 9 5 番地                     |
| 連絡先      | 電 話 0766-74-5600 F A X 0766-73-6110 |
| 法人 設立年月日 | 平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日                |

## 2 事業所の概要

|           |                          |                    |
|-----------|--------------------------|--------------------|
| 事業指定      | 指定一般相談支援事業所              | 平成 2 5 年 4 月 1 日指定 |
| 事業所の名称    | 安靖氷見共同作業所                |                    |
| 事業所の所在地   | 富山県氷見市阿尾 9 5 番地          |                    |
| 電話番号      | 0 7 6 6 - 7 4 - 5 6 0 0  |                    |
| F A X 番号  | 0 7 6 6 - 7 3 - 6 1 1 0  |                    |
| 管理者       | 尾矢 英一                    |                    |
| 相談支援専門員   | 林田 知子<br>東海 有紀<br>扇谷 亜希子 |                    |
| サービスの実施地域 | 氷見市全域を原則とする              |                    |
| 主たる対象者    | 特定しない                    |                    |
| サービスの種類   | 地域移行・地域定着にかかる各種サービス      |                    |

## 3 事業の目的及び運営方針

|       |                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。                                                                                                                                                                                    |
| 運営方針  | <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な福祉サービスが多様な事業所等から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。</li><li>・地域との結びつきを重視し、市、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。</li></ul> |

#### 4 事業所の職員体制

| 職 種     | 常 勤 |     | 非常勤 |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|
|         | 専 従 | 兼 任 | 専 従 | 兼 任 |
| 管理者     |     | 1   |     |     |
| 相談支援専門員 | 1   |     | 2   |     |
| 相談支援員   |     |     | 1   |     |

#### 5 事業所の営業日及び営業時間

|          |                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------|
| 営業日      | 月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日、8月14日から同月16日、12月29日から1月3日までを除く） |
| 営業時間     | 9：00～17：00                                            |
| サービス提供時間 | 9：00～16：00                                            |
| その他      | 上記の営業日、営業時間の他、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。             |

#### 6 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### （1） サービス内容

###### ア 指定地域移行にかかる支援

（ア）利用者にかかる地域移行支援計画の作成

（イ）利用者が地域における生活に移行するための活動に関する相談支援、同行支援

（ウ）利用者が地域における生活に移行するための住居の確保

（エ）指定障害福祉サービス事業所に委託し、利用者に対する当該指定障害福祉サービスの体験的な利用

（オ）利用者が地域に移行するための単身で生活に向けた体験の宿泊

（カ）関係機関との連絡調整

###### イ 指定地域定着にかかる支援

（ア）地域定着支援台帳の作成

（イ）常時の連絡体制の確保

（ウ）緊急の事態における支援

##### （2） 利用料金

ア 自己負担金はありませんが、法定代理受領を伴わない指定地域相談支援を提供した場合は支払いを受けることがあります。その場合には、支援提供前に利用者に説明した上で、実施いたします。

イ 交通費 氷見市外に住む利用者が当事業所のサービスを利用する場合は、担当の相談支援専門員等がサービスの提供の際に移動した距離について、1kmにつき20円を乗じて得た額を交通費として徴収します。

## 7 サービスの利用に関する留意事項

＜サービスの提供を行う相談支援専門員＞

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します、担当の相談支援専門員が交代する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名する事はできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口にご遠慮なくお申し出ください。

## 8 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

＜本事業所における記録の項目は次の通りです＞

- （１）サービス等利用計画
- （２）アセスメントの記録
- （３）サービス担当者会議等の記録
- （４）モニタリング結果の記録
- （５）利用者の障害の状態並びに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- （６）利用者からの苦情の内容等記録
- （７）事故の状況及び自己に際しての対応の記録

## 9 虐待防止のための体制

本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、窓口を設置する等、必要な体制の整備を行います。

|           |       |                    |
|-----------|-------|--------------------|
| 安靖氷見共同作業所 | 所在地   | 氷見市阿尾95番地          |
|           | 電話番号  | 0766-74-5600       |
|           | FAX番号 | 0766-73-6110       |
|           | 受付時間  | 月曜日～金曜日 9:00～17:00 |
|           | 相談窓口  | 林田 知子（相談支援専門員）     |

## 10 苦情・要望等の受付について

<当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談>

|           |         |                    |
|-----------|---------|--------------------|
| 安靖氷見共同作業所 | 所在地     | 氷見市阿尾95番地          |
|           | 電話番号    | 0766-74-5600       |
|           | FAX番号   | 0766-73-6110       |
|           | 受付時間    | 月曜日～金曜日 9:00～17:00 |
|           | 苦情受付担当者 | 林田 知子              |
|           | 苦情解決責任者 | 尾矢 英一              |

<行政機関その他苦情受付機関>

|                                |       |                    |
|--------------------------------|-------|--------------------|
| 氷見市福祉介護課                       | 所在地   | 氷見市鞍川1060番地 氷見市役所内 |
|                                | 電話番号  | 0766-74-8111       |
| 富山県の窓口<br>(福祉サービス運営<br>適正化委員会) | 所在地   | 富山市安住町5-21         |
|                                | 電話番号  | 076-432-3280       |
|                                | FAX番号 | 076-432-6532       |

私は、本書面に基づいて、下記事業所職員から、重要事項及びサービス利用の説明を受けたことを確認いたします。

年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名 ⑩

私は、本書面に基づいて、上記の者に対し重要事項及びサービス利用の説明をいたしました。

年 月 日

事 業 所 名 称 安靖氷見共同作業所

説明者 ⑩